

第73回通常総会資料

2024年7月29日

於 経団連会館

公益
社団法人 **日本新聞販売協会**

総会スローガン

再販制度の意義は公共的使命 戸別配達網を守るため
労務環境変化に業界あげて対応しよう！

「新聞業における特定の不公正な取引方法」は禁止
特殊指定告示を理解し 順守しよう！

子供たちのかがやく未来へ
活かせ『すべての教室へ新聞を』！

今こそ「SDGs」
業界一丸となって推進を！

ごあいさつ

会 長 東 靖 雄

本日は全国各地よりお集まりいただき誠にありがとうございます。日頃は公益社団法人日本新聞販売協会にご協力頂きまして誠にありがとうございます。

さて、我々公益社団法人日本新聞販売協会は内閣府公益認定等委員会から「公益社団法人は国民の為に働かなくてはなりません」とのアドバイスを頂いております。「国民の為に」をキーワードと考え設立70周年に向けての活動をしてまいりました。

一昨年9月の就任以来、今までお願いしておりました各事業に加え、政府の掲げている「SDGsへの協力」を皆様のご理解のお陰で「電動バイクレンタル事業」というかたちで始めることが出来ました。ぜひ新しい電動バイクを体感していただき、ご自分の店の環境やコストをお考えになり一刻も早く「CO₂削減」の実行をお願いいたします。

一方、当協会の中心事業であります「すべての教室へ新聞を」運動は少しずつ地域にあった形に変化をさせながら進んでいます。皆様の負担が少しでも軽減されていくように本部もご協力いたしますので、より一層の拡大と、併せて「学校図書館図書整備等5か年計画」の利用方法を各自治体と話し合いをもって進めて下さい。

さらに、今年の初めには「特定技能制度」の資格取得という新しい目標が出来ました。これはこれからの私共の業界にはなくてはならない資格になります。管轄官庁の経済産業省からは「業界の皆様が一丸とならなければ取得できません」と言われております。ぜひ皆様の絶大なるご協力をお願いいたします。

業界内にはまだまだ解決していかなければならない問題が山積しています。

会員の皆様が一丸となって一つ一つ良い方向に向かって行くことをお願いいたします。

定時社員総会(第73回通常総会)・臨時理事会

設立70周年記念式典及び祝賀会 次第

— 定時社員総会 —

- 一、開会の辞
- 一、会長あいさつ
- 一、議長、議事録署名人選出
- 一、議事

[決議事項]

- 第1号議案 2023年度事業報告の件
- 第2号議案 2023年度収支決算報告の件
- 第3号議案 同監査報告の件
- 第4号議案 役員改選の件
- 第5号議案 役員等の報酬及び費用に関する規則改正の件
- 第6号議案 定款改正の件

[報告事項]

- 第1号報告 2024年度事業計画の件
- 第2号報告 2024年度収支予算の件

- 一、閉会の辞

— 臨時理事会 —

- 一、開会
- 一、議長、議事録署名人選出
- 一、議事
 - 第1号議案 会長、副会長、専務理事、主計理事、常務理事及び常任理事の選定について
 - 第2号議案 会長に事故あるとき又は欠けたときにおいて副会長が代行する順序の決定について
 - 第3号議案 代表理事及び業務執行理事の選定について
 - 第4号議案 参与及び相談役の選任について
 - 第5号議案 本部事務局職制の任命について
- 一、閉会

— 挨拶 —

- 一、新会長あいさつ

— 記念式典 —

- 一. 開会
- 一. 日本新聞販売協会賞授与
- 一. 主催者代表あいさつ
- 一. 来賓祝辞
- 一. 特別功労賞授与
- 一. 功労賞授与
- 一. 閉会

— 祝賀会 —

- 一. 記念ムービー上映
- 一. 開会の辞
- 一. お祝いの言葉
- 一. 鏡開き・乾杯の音頭
— 歓談 —
- 一. 御礼のあいさつ
- 一. 中締め
- 一. 全行事終了の辞

2023年度 日本新聞販売協会賞受賞者

(敬称略)

地域	氏名	系統
北海道	吉村 英樹	道新
東北	渋谷 俊郎	読売
関東 東	小林 秀臣	毎日
	郡司 圭一郎	読売・合売
	三森 由春	毎日
	岸 政通	読売
	三井 一公	合売
	三枝 久人	複合
東京	外山 雅通	読売
	黒崎 雄一	朝日
	菅野 正大	朝日
	小川 義行	読売
	福田 憲治	日経
	澤田 明雄	産経
多京神	榎谷 昌夫	東京
	原田 忠義	読売
	藤井 孔明	読売
	掛川 保之茂	朝日・毎日 読売
中部	阿部 亨之助	朝日
近畿	浅野 隆義	朝日
	浜田 一喜	毎日
	阿部 保博	読売
	溝川 英樹	産経
	立松 徳夫	京都
	西山 克文	神戸

2023年度事業報告

(2023年7月1日から2024年6月30日まで)

I. 実施事業の概要

過当な販売競争や強引な訪問勧誘などは、一層の新聞離れを招くことから、苦情や相談への丁寧な対応を呼びかけた。

2002年以降、各地で推進されている「すべての教室へ新聞を」運動は、継続的に取り組まれ、本年(2024年)4月30日現在、全国2,390校で実施された。

学校図書館図書整備費については、確実な実施に向けて、各地の教育行政及び学校に呼びかけるように努めた。

地域における系統を超えた協力体制が、ますます求められているなか、2023年春にはほぼ収束を見たコロナ禍を見据え、各理事を通じ各地の本部・支部・組合等で活動の隆盛化と本会事業の活性化を呼びかけた。

II. 事業項目

1. 新聞の普及に向けた改善に関する事業

(1) 再販売価格維持制度及び新聞特殊指定の堅持

再販制度及び特殊指定によって、どのような条件のもとでも安定的に新聞を提供する戸別配達制度が維持され、文字・活字文化の地域格差のない普及によって、不特定多数の国民の利益に寄与している。この再販制度及び特殊指定の揺るぎない堅持に向け、公正販売の徹底を定時社員総会のスローガンの第1番に掲げ、その重要性を引き続き広報した。

(2) 公正競争規約などの一層の徹底

景品等による過当な販売競争や強引な訪問勧誘などは、一層の新聞離れを招き業界を縮小させることにもつながることから、規約順守とともに読者からの苦情や相談への丁寧な対応を呼びかけた。

(3) 消費生活センターとの情報交換の推進

販売競争や訪問勧誘などの状況について、当該地区の消費者生活センターと情報の交換・共有の推進を呼びかけた。

2、新聞で伝達される文字・活字文化の振興に関する事業

(1) 子供と社会をつなぐ「すべての教室へ新聞を」運動の推進

「すべての教室へ新聞を」運動は、「子どもの読書活動推進法」の理念を踏まえ、社会と子供たちを良質な文字、活字で結ぶ新聞を提供すべく、文部科学省後援のもと 2002 年以来、各地で推進しており、本年 4 月現在、2,390 校で実施している。また、各地では感想文コンクールや講演活動などが行われ、学校及び教育委員会と一体で進める効果が表れた。

(2) 学校図書館図書整備費の確実な実施に向けた要請

新聞の複数紙配備を盛り込んだ文部科学省策定の第 6 次「学校図書館図書整備等 5 か年計画」により確実に配備がなされるよう都道府県及び市区町村の首長、教育長、学校長に要請した。また、併せて学校図書館に学校司書の設置を呼びかけた。

3、新聞戸別配達制度の維持・向上に関する事業

(1) 配達時の交通災害の防止に向けた取り組みの強化

新聞販売業における交通労働災害による死亡者が恒常的に高止まり傾向であることから、都道府県の警察行政・労働基準監督行政と連携した取り組みの推進を各地区組織へ呼びかけた。

(2) 「しんぶん配達の日」の PR 活動による戸別配達の広報

新聞の戸別配達制度の意義を社会に伝える「しんぶん配達の日」を日本記念日協会へ登録し、毎朝、定時に全国一斉に配達されている新聞の戸別配達制度の意義を社会へ拡散されるようポスターを配布し、各地区組織へ呼びかけた。

(3) 配達従業員の確保に向けた規制緩和の要請

現在の配達従業員確保の困難化を踏まえ、新聞配達業が技能実習制

度に代わる新制度の「育成就労」の対象業種に指定されるよう、関係官庁の理解を求めた。

(4) SDGsに関する推進

国際間において合意されたSDGs推進については、国民の日常生活環境の向上に資するため、配達用バイクのガソリン車から電動化へ向けて各地で試乗会も開き、電動バイクのレンタル配備を進めた。

Ⅲ. その他事項（事業項目以外に法人として対応するもの）

(1) 系統を超えた協力体制構築

自由・民主主義を支える基盤としての新聞の戸別配達制度を支える販売店が、次の世代に健全な経営状態で引き継いでいけるよう、各地における系統を超えた協力体制の推進と新加入を呼びかけた。

(2) 被災地支援及び過疎地対策への対応

被災地に対する支援は、2024年1月1日発生した「令和6年能登半島地震」被災販売店に対する支援金500万円を本会の北陸地区本部に授与した。さらに、寄附控除ができる特定寄附金の制度を構築した。

また、過疎地対策は、運送会社との連携を含めた対応を検討した。

(3) 折込広告事業者団体との連携

折込広告事業者の全国団体である一般社団法人日本新聞折込広告業協会から全国の折込広告の状況資料の提供を受けた。

(4) 「日本新聞販売協会賞」の表彰

2023年度の日本新聞販売協会賞の選考を行い、会員組織から推薦された26名を決定し、設立第70周年記念式典で表彰することとした。

以上

IV. 会 議

1、第72回通常総会

2023(令5)年7月28日、第72回通常総会を東京・千代田区一ツ橋の如水会館で開催。

東靖雄会長はあいさつで、4本の総会スローガンについて説明するとともに、「業界にはまだまだ解決しなければならない問題がたくさんある。業界内外の状況に敏感に反応しながら進んでいく方向を考えたい」と述べ、日販協活動へのさらなる協力を呼びかけた。

来 賓

○役所

経済産業省 商務情報政策局コンテンツ産業課
課長補佐 曾和小百合 氏
厚生労働省 労働基準局安全衛生部安全課
主任中央産業安全専門官 佐藤 誠 氏

○発行本社

日本新聞協会販売委員会委員長 高橋 高則 氏
(毎日新聞東京本社販売局長)
朝日新聞東京本社販売局長 石井 武志 氏
読売新聞東京本社取締役販売局長 岩上 秀憲 氏
日本経済新聞社東京本社販売副ユニット長 大泊 努 氏
産業経済新聞社執行役員東京販売局長 川中 篤 氏
中日新聞東京本社販売局長 大島 久直 氏

○関係機関等

日本新聞協会経營業務部長 内田 雄一 氏
新聞セールスインフォメーションセンター所長 佐藤 正二 氏

2、理事会

(1) 臨時理事会

2023(令5)年7月28日、千代田区一ツ橋の如水会館で開催。

総会での理事の選任を受け、理事候補者からそれぞれ、代表理事(首席の副会長)、業務執行理事(主計理事)、常務理事を選定したほか、相談役の選任、事務局職制の任命を諮り、承認された。

議事

- 1、代表理事(首席の副会長)の選定について
- 2、業務執行理事(主計理事)及び常務理事の選定について

- 3、相談役の選任について
- 4、事務局職制の任命について

(2) 第1回理事会

2023(令5)年9月26日、千代田区一ツ橋の如水会館で開催。

東靖雄会長は、「連日の猛暑については本社と販売店との間で熱中症対策を踏まえた配達時の取り決めを講じる必要がある」と述べた。

電動バイクレンタル推進事業については、メーカーの都合で配車が遅れていることの陳謝と年内の全国展開を急ぐための協力要請が行われ、人手不足については、経済産業省との懇談を行う旨の報告がなされた。

議事

- 1、2022年度第4回理事会議事録の件
- 2、人事に関する件
- 3、電動バイクレンタル事業の件
- 4、公益法人制度の件
- 5、委員会構成の件
- 6、運営委員会議事事項の件
- 7、新聞力広報委員会議事事項の件
- 8、労働環境委員会議事事項の件
- 9、業務委員会議事事項の件
- 10、常務理事会議事事項の件
- 11、第28回NIE全国大会報告の件

(3) 第2回理事会

2024(令6)年1月29日、千代田区一ツ橋の如水会館で開催。

東靖雄会長は、「昨年、事業計画においてSDGsへの協力を掲げたが、やっとスタートに立った。今、新聞業界で使っているバイクは11万台あるが、その1割程度が電動バイクに転換された暁には、国民へ向けて業界の先進性を伝えたい」と述べ、電動バイク転換事業をさらに進めていくとした。また、外国人雇用については、経済産業省との懇談中、出入国在留管理庁発表の育成就労（仮称）の説明を受けたことを踏まえ、適切な対処をする方針を示した。

議事

- 1、2023年度第1回理事会議事録の件
- 2、電動バイクレンタル事業の件
- 3、70周年記念事業の件
- 4、業務委員会について
- 5、能登半島地震義援金及びフードバンク事業に対する支援の件
- 6、経済産業省との懇談の件
- 7、代表理事・業務執行理事職務執行状況報告の件

(4) 第3回理事会

2024(令5)年5月28日、千代田区一ツ橋の如水会館で開催。
2024年度事業計画案及び同年度収支予算案などを審議、了承した。

議事

- 1、2023年度第2回理事会議事録の件
- 2、電動バイクレンタル事業の件
- 3、70周年記念事業の件
- 4、役員交代に関する依頼の件
- 5、総会スローガンの件
- 6、「すべての教室へ新聞を」運動の件
- 7、2024年度事業計画案の件
- 8、2024年度予算案の件
- 9、役員等の報酬及び費用に関する規則改正の件
- 10、定款改正の件
- 11、特定寄附金の件
- 12、日本新聞販売協会賞受賞者・花田賞の件
- 13、功労賞・特別功労賞受賞者の件
- 14、代表理事・業務執行理事職務執行状況報告の件
- 15、令和6年能登半島地震支援金報告の件

(5) 第4回理事会

2024(令6)年7月11日、千代田区一ツ橋の如水会館で開催。
2023年度事業報告及び同年度収支決算並びに2024年度役員案などを審議、了承した。

議事

- 1、2023年度第3回理事会議事録の件
- 2、電動バイクレンタル事業の件
- 3、総会及び臨時理事会の件
- 4、70周年記念式典及び祝賀会の件
- 5、刺繍旗及び染め旗の件
- 6、2023年度事業報告の件
- 7、2023年度決算の件
- 8、役員候補者の件
- 9、2024年度役員案の件
- 10、定款の件
- 11、「すべての教室へ新聞を」運動実施状況の件
- 12、代表理事・業務執行理事職務執行状況報告の件

3、常務理事会

(1) 第1回常務理事会

2023(令 5)年 11 月 22 日、如水会館で開催。

議事

- 1、電動バイクレンタル事業について
- 2、「すべての教室へ新聞を」運動について
- 3、設立 70 周年記念事業について
- 4、外国人雇用について

(2) 第 2 回常務理事会

2024(令 6)年 3 月 19 日、KKR HOTEL TOKYO で開催。

議事

- 1、電動バイクレンタル事業について
- 2、理事会委任事項／能登半島地震義援金について
- 3、理事会委任事項／フードバンク事業に対する支援について
- 4、設立 70 周年記念事業について
- 5、各本部の情勢報告について

V. 委員会等活動

1、執行役員会

第 11 回 (2023 年 8 月 9 日・協会会議室)

議題

- 1、行事予定について
- 2、電動バイクレンタル事業について
- 3、新聞配達用車両台数調査について
- 4、近畿地区本部 70 周年記念事業に係る拠出金について
- 5、人事の確認について

第 12 回 (2023 年 9 月 6 日・協会会議室)

議題

- 1、行事予定について
- 2、電動バイクレンタル事業について
- 3、新年度第 1 回理事会議事事項について

第 13 回 (2023 年 10 月 12 日・協会会議室)

議題

- 1、行事予定について
- 2、電動バイクレンタル事業について
- 3、経済産業省との打ち合わせについて
- 4、政治連盟との連携について
- 5、70 周年記念事業実行委員会議事事項について

- 6、新聞力広報委員会議事事項について
- 7、労働環境委員会議事事項について
- 8、雇員（事務局付）の処遇について

第14回（2023年11月8日・協会会議室）

議題

- 1、行事予定について
- 2、電動バイクレンタル事業について
- 3、功労表彰規程（案）及び功労調書について
- 4、70周年記念事業について
- 5、常務理事会について

第15回（2023年12月7日・協会会議室）

議題

- 1、行事予定について
- 2、電動バイクレンタル事業について
- 3、70周年記念事業について
- 4、外国人雇用について
- 5、近畿地区本部事業への援助について
- 6、「J-NOA 新聞折込広告大賞」の協賛について

第16回（2024年1月11日・協会会議室）

議題

- 1、行事予定について
- 2、電動バイクレンタル事業について
- 3、70周年記念事業について
- 4、外国人雇用について
- 5、フードバンク事業について

第17回（2024年2月7日・協会会議室）

議題

- 1、行事予定について
- 2、電動バイクレンタル事業について
- 3、70周年記念事業について
- 4、能登半島地震義援金について
- 5、花田賞の趣旨変更申し出について

臨時執行役員会（2024年3月4日・KKR HOTEL TOKYO）

議題

- 1、70周年記念事業に関する会計事項について

第 18 回 (2024 年 3 月 12 日・協会会議室)

議題

- 1、行事予定について
- 2、電動バイクレンタル事業について
- 3、70 周年記念事業について
- 4、近畿地区本部からの会費減免申請について
- 5、能登半島地震義援金について
- 6、フードバンク事業支援について

第 19 回 (2024 年 4 月 9 日・協会会議室)

議題

- 1、行事予定について
- 2、電動バイクレンタル事業について
- 3、70 周年記念事業について
- 4、能登半島地震義援金について
- 5、フードバンク事業支援の延期について
- 6、ふるさと納税について
- 7、四国本部出張報告について

第 20 回 (2024 年 5 月 9 日・協会会議室)

議題

- 1、行事予定について
- 2、電動バイクレンタル事業について
- 3、定時社員総会スローガンについて
- 4、ふるさと納税について
- 5、70 周年記念事業について
- 4、定時社員総会及び臨時理事会並びに協会賞表彰式等次第について
- 5、2024 年度事業計画について
- 6、2024 年度決算について
- 7、「役員等の報酬及び費用に関する規則」の改正について
- 8、日本新聞販売協会賞及び花田賞の選考について
- 9、功労賞及び特別功労賞の選考について
- 10、次期会長選考委員会について
- 11、70 周年記念誌について

第 21 回 (2024 年 6 月 3 日・協会会議室)

議題

- 1、行事予定について
- 2、電動バイクレンタル事業について
- 3、総会、70 周年記念式典について
- 4、次回理事会における報告事項について
- 5、70 周年記念事業について

6、70周年記念誌について

第22回（2024年7月9日・協会会議室）

議題

- 1、行事予定について
- 2、電動バイクレンタル事業について
- 3、総会及び臨時理事会について
- 4、70周年記念式典及び祝賀会について
- 5、刺繍旗及び染め旗について
- 6、2023年度事業報告について
- 7、2023年度決算について
- 8、役員候補者について
- 9、2024年度役員案について
- 10、定款について
- 11、「すべての教室へ新聞を」運動について
- 12、消費者庁「高齢者・障がい者消費者見守りネットワーク連絡協議会」構成員としての参加依頼について

2、運営委員会

運営委員会・業務委員会 合同会（2023年9月26日・如水会館）

- *再販、特指、公正販売法令及び消費生活センターに関すること
- *SDGsに関すること
- *折込広告事業者団体との各種情勢共有に関すること
- *本会70周年記念事業に関すること

第5回（2024年1月29日・如水会館）

- *理事会に上程する能登半島地震義援金に関すること
- *フードバンク事業に関すること

第6回（2024年5月28日・如水会館）

- *各本部の情勢及び事業に関すること

3、新聞力広報委員会

第5回（2023年9月26日・如水会館）

- *「すべての教室へ新聞を」運動に関すること
- *学校図書館図書整備費に関すること

第6回（2024年1月29日・如水会館）

- *「すべての教室へ新聞を」運動に関すること
- *学校図書館図書整備費に関すること

第7回（2024年5月28日・如水会館）

- * 「すべての教室へ新聞を」運動に関する事
- * 学校図書館図書整備費に関する事

4、労働環境委員会

第5回（2023年9月26日・如水会館）

- * 「しんぶん配達の日」に関する事
- * 交通労働災害に関する事
- * 外国人雇用に関する事

第6回（2024年1月29日・如水会館）

- * 「しんぶん配達の日」に関する事
- * 交通労働災害に関する事
- * 外国人雇用に関する事

第7回（2024年5月28日・如水会館）

- * 「しんぶん配達の日」に関する事
- * 交通労働災害に関する事
- * 外国人雇用に関する事

5、業務委員会

運営委員会・業務委員会 合同会（2023年9月26日・如水会館）

- * 再販、特指、公正販売法令及び消費生活センターに関する事
- * SDGsに関する事
- * 折込広告事業者団体との各種情勢共有に関する事
- * 本会70周年記念事業に関する事

第5回（2024年1月29日・如水会館）

- * ホームページの活用に関する事
- * リモート会議に関する事
- * 公益社団法人と政治連盟の線引きと内閣府との折衝に関する事

第6回（2024年5月28日・如水会館）

- * 前回会議の確認とその後の進捗に関する事

6、70周年記念事業実行委員会

第1回（2023年9月26日・如水会館）

- * 70周年記念事業に関する事

第2回（2024年1月29日・如水会館）
* 70周年記念事業に関すること

第3回（2024年5月28日・如水会館）
* 70周年記念事業に関すること

第4回（2024年7月11日・如水会館）
* 70周年記念事業に関すること

VI. 主要行事等一覧

月 日	行 事	場 所
7月 28日(金)	第72回通常総会	如水会館
8月 3日(木)	第28回 NIE全国大会松山大会	愛媛県県民文化会館
8月 9日(水)	第11回執行役員会	事務局
9月 6日(水)	第12回執行役員会	事務局
9月 19日(火)	東北地区本部「総会」	ホテルメトロポリタン山形
9月 21日(木)	東京組合正副組合長会議	フェニックスプラザ
9月 26日(火)	第1回理事会、各委員会	如水会館
10月 2日(月)	北海道地区本部協会賞祝賀会	京王プラザホテル札幌
10月 12日(木)	第13回執行役員会	事務局
10月 24日(火)	北陸地区本部「総会」	金沢東急ホテル
10月 31日(火)	10団体連絡協議会	プレスセンター
11月 2日(木)	2023折込広告全国大会in大阪	メルパルク大阪
11月 8日(水)	第14回執行役員会	事務局
11月 16日(木)	(社)日本新聞販売協会近畿「創立記念講演会」	朝日ビルディング中之島会館
〃	中央協会員総会、地域貢献大賞授賞式	プレスセンターホール
11月 20日(月)	市川市小・中学生新聞感想文コンクール表彰式	全日警ホール(市川市八幡市民会館)
11月 21日(火)	東京組合正副組合長会議	フェニックスプラザ
11月 22日(水)	第1回常務理事会	KKRホテル東京
12月 7日(木)	第15回執行役員会	事務局
1月 9日(火)	経済産業省との打ち合わせ	プレスセンター
1月 11日(木)	第16回執行役員会	事務局
1月 19日(金)	新聞・折込合同賀詞交換会	品川プリンスホテル
1月 24日(水)	新聞協会新年懇親会	プレスセンター
1月 29日(月)	第2回理事会、各委員会	如水会館
2月 7日(水)	第17回執行役員会	事務局
3月 1日(金)	五日会との懇談	新聞協会会議室
3月 4日(金)	日販協政治連盟「総会」	KKR ホテル東京
3月 12日(火)	第18回執行役員会	事務局
3月 15日(金)	栃木県連合会「総会」	宇都宮ホテルニューイタヤ
3月 19日(火)	第2回常務理事会	如水会館

4月 5日(金)	四国本部訪問(すべ教説明)	高松
4月 9日(火)	第19回執行役員会	事務局
4月 11日(木)	北陸本部訪問(支援金受渡し)	富山
4月 12日(金)	宮城県支部「総会」	ホテルモンテレ仙台
4月 14日(日)	大田組合「総会」	大田区産業プラザPIO
4月 17日(水)	70周年実行委員会(執行役員)	事務局
4月 28日(日)	埼玉県組合「総会」	浦和ロイヤルパインズホテル
5月 9日(木)	第20回執行役員会	事務局
5月 14日(火)	千葉県組合「総会」	ホテルプラザ菜の花
〃	高知県支部「総会」	はりまや橋・寿し柳
5月 16日(木)	近畿地区本部「総会」	大阪新阪急ホテル
〃	長野県支部「総会」	上田東急REIホテル
5月 18日(土)	中央区組合「総会」	モリタ屋東京丸の内店
5月 19日(日)	北福支部「総会」	小倉リーセントホテル
5月 20日(月)	山梨県組合「総会」	ベルクラシック甲府
5月 22日(水)	東京組合「総会」	銀座フェニックスプラザ
5月 28日(火)	第3回理事会、各委員会	如水会館
〃	次期会長推薦委員会	如水会館
6月 3日(月)	第21回執行役員会	事務局
6月 5日(水)	香川県支部「総会」	高松 ザ・チェルシーブレス
〃	山口県支部「総会」	山口維新ホール
6月 6日(木)	関東地区本部「総会」	ホテル ザ・ウエストヒルズ水戸
〃	愛媛県支部「総会」	愛媛県生活文化センター
6月 9日(日)	新潟県組合「総会」	アパリゾート上越妙高
6月 12日(水)	全国新聞販売フォーラム神戸大会	神戸ポートピアホテル
6月 13日(木)	中部地区本部「総会」	名古屋クラウンホテル
6月 14日(金)	市川新聞販売組合「総会」	市川グランドホテル
6月 17日(月)	北海道地区本部「総会」	京王プラザホテル札幌
6月 19日(水)	茨城県連合会「総会」	ホテルテラスザガーデン水戸
6月 21日(金)	広島地区新聞販売協議会「総会」	ANAクラウンプラザホテル
6月 28日(金)	福岡支部「総会」	TKPガーデンシティPREMIUM天神スカイホール
6月 29日(土)	九州地区本部「総会」	博多 八仙閣

7月 8日(月)	多京神地区本部「総会」	横浜・メルヴェーユ
7月 9日(火)	第22回執行役員会	事務局
7月 10日(水)	監査	事務局
7月 11日(木)	第4回理事会、70周年実行委員会	如水会館
7月 13日(土)	四国地区本部「総会」	観音寺市・ハイスタッフホール
7月 19日(金)	東京組合正副組合長会議	銀座フェニックスプラザ
7月 24日(水)	北陸地区本部「総会」	金沢東急ホテル
7月 29日(月)	通常総会、臨時理事会	経団連会館
〃	設立70周年記念式典・祝賀会	経団連会館

「すべての教室へ新聞を」運動実施状況 (2024. 4月現在)

公益社団法人日本新聞販売協会

地 区	() はクラス、[] は提供部数
北海道地区	
札幌市	小学9(65) 中学3(45) 高校2(48)
東北地区	
青森県・青森市	高校1[9]
青森県・八戸市	中学1[7] 高校1[7]
青森県・おいらせ町	高校1[6]
青森県・十和田市	中学1[5]
青森県・三沢市	小学1[5]
宮城県・仙台市	小学1(3) 中学4(46)
宮城県・多賀城市	中学4(44)
宮城県・石巻市	小学15(81) 中学9(86) 高校6(89)
宮城県・塩釜市	中学5(38)
宮城県・白石市	小学5[27] 中学4[48]
関東地区	
千葉県・市川市	小学39[389] 中学16[307] 高校3[69] 支援校2[23]
千葉県・浦安市	小学17[382] 中学9[274] 支援校2[5]
千葉県・船橋市	小学54[581] 中学27[460] 高校1[31] 支援校2[4]
埼玉県・川口市	小学2[2] 中学2[6] 高校4[10]
埼玉県・蕨市	高校1[11]
埼玉県・志木市	高校1[21]
埼玉県・熊谷市	小学3[504]
埼玉県・朝霞市	高校2[48]
埼玉県・和光市	高校2[44]
埼玉県・新座市	小学3[30]
埼玉県・所沢市	小学1[8] 中学1[19] 高校2[45]
埼玉県・坂戸市	小学12[120] 中学7[267] 高校2[216] 支援校1[40]
埼玉県・八潮市	高校2[32]
埼玉県・草加市	高校2[30]
埼玉県・春日部市	高校3[196]
埼玉県・越谷市	高校1[30]

埼玉県・松伏町	高校1[7]
埼玉県・白岡市	高校1[5]
埼玉県・久喜市	小学6[25] 中学4[48] 高校2[22]
埼玉県・行田市	小学11(60) 中学7(55)
茨城県・つくばみらい市	小学3(8) 中学1(2)
茨城県・常陸太田市	中学8(41) 高校2(25)
茨城県・つくば市	中学18(201)
茨城県・鹿島市	高校1(27)
茨城県・那珂市	高校1(12)
茨城県・常陸大宮市	高校1(12)
茨城県・桜川市	高校1(6)
茨城県・水戸市	高校1(17)
茨城県・筑西市	中学1(3) 高校1(18)
茨城県・ひたちなか市	高校1(3)
栃木県・宇都宮市	中学1[18] 高校2[84] 支援校1[14]
栃木県・小山市	高校1[54]
栃木県・下野市	高校1[24]
栃木県・栃木市	高校1[2]
栃木県・那須塩原市	中学1[3]
栃木県・真岡市	高校1[22]
栃木県・那珂川町	中学1[3]
栃木県・大田原市	高校1[12]
新潟県・新潟市	小学8(73) 中学7(81) 高校3(82)
新潟県・新発田市	中学8(45) 高校4(47)
新潟県・長岡市	小学3(24) 中学4(39) 高校1(16)
新潟県・上越市	中学4(19) 高校1(1)
新潟県・村上市	高校1(7)
新潟県・見附市	中学1(15)
新潟県・燕市	中学1(12)
新潟県・関川村	小学1(1)
新潟県・小千谷市	中学1(2)
新潟県・糸魚川市	小学1(2) 高校1(2)
長野県・安曇野市	中学1[5]

長野県・松本市	小学2[5] 中学1[5] 高校2[11]
長野県・中野市	中学3[18]
長野県・長野市	小学2[16]
長野県・飯田市	中学1[5]
長野県・下伊那郡	高校1[5]
長野県・北安曇郡	中学1[23]
長野県・木曾郡	小学1[3]
長野県・千曲市	高校1[5]
長野県・東御市	中学1[5]
山梨県・上野原市	中学1(4)
静岡県・静岡市葵区	中学1(2)
静岡県・裾野市	中学5[55]
静岡県・富士宮市	高校3[120]
静岡県・三島市	中学3[155] 高校2[124]
静岡県・沼津市	中学1[10]
静岡県・伊豆の国市	中学3[46]
静岡県・御殿場市	中学6[115] 高校3[70]
静岡県・加茂郡	小学1[10] 中学1[8]
静岡県・掛川市	中学2(24)
静岡県・藤枝市	小学7[7] 中学4[9] 高校3[19]
静岡県・川根本町	小学3(17) 中学1(3) 高校1(9)
静岡県・吉田町	小学3(19) 中学1(27)
東京地区	
葛飾区	小学12[130] 中学6[113] 高校1[25]
練馬区	小学7[43] 中学6[26] 高校1[2]
港区	小学18[319] 中学10[462]
北区	小学34[1471] 中学12[356]
大田区	小学59[708] 中学28[336]
文京区	小学20[70] 中学10[189]
荒川区	小学24[309] 中学10[102]
江東区	小学1[2] 高校1[1]
中野区	中学9(86)
新宿区	小学28[61] 中学10[34]

足立区	小学67[67] 中学35[35] 高校8[46]
中央区	中学4[84]
多京神地区	
東京都・小金井市	小学7[50] 中学5[60]
東京都・国分寺市	小学6(18) 中学17(17)
東京都・西東京市	小学8(76) 中学3(21)
東京都・小平市	小学1[3]
東京都・八王子市	小学27[171] 中学8[80]
東京都・町田市	小学25[140] 中学13[147]
東京都・東久留米市	小学3[9] 中学7[50]
東京都・調布市	中学1[4]
東京都・狛江市	小学11[39] 中学7[34]
東京都・府中市	小学4[13] 中学2[7]
東京都・東村山市	小学8[24] 中学4[12]
東京都・武蔵村山市	小学4[3] 中学2[5]
東京都・立川市	小学20(34) 中学17(52)
東京都・昭島市	小学3[7] 中学1[3]
東京都・福生市	小学4[8] 中学1[4]
東京都・青梅市	小学13[80] 中学9[45]
神奈川県・横浜市	中学95(570)
神奈川県・川崎市	中学49(244)
神奈川県・横須賀市	小学36[216] 中学37[222] 高校1[6]
神奈川県・三浦市	小学8[48] 中学3[18]
神奈川県・小田原市	小学25[150] 中学12[72]
神奈川県・藤沢市	中学19[114]
神奈川県・綾瀬市	中学5[30]
神奈川県・平塚市	小学5[20] 中学15[90]
神奈川県・葉山町	小学4[24] 中学2[12]
神奈川県・逗子市	小学4[24] 中学3[18]
神奈川県・厚木市	小学23[138] 中学13[78]
神奈川県・相模原市	小学72[288] 中学37[148]
神奈川県・横浜市戸塚区	中学10[59]
神奈川県・横浜市旭区	中学2[12]

神奈川県・横浜市瀬谷区	中学1[6]
神奈川県・横浜市金沢区	中学5[24]
神奈川県・横浜市泉区	中学2[11]
神奈川県・横浜市栄区	中学2[11]
中部地区	
愛知県	小学42[97] 中学54[104] 高校40[90]
岐阜県	小学2[2] 高校5[5]
三重県	中学4[4] 高校5[6]
近畿地区	
大阪府・大阪市	小学2(8)
大阪府・東大阪市	中学4[1250]
大阪府・枚方市	小学28(30) 中学15(15)
大阪府・高槻市	小学20(20) 中学9(9) 高校3(5)
大阪府・箕面市	小学3(36) 中学1(29) その他(2)
大阪府・摂津市	小学1(5) 中学1(7) その他(3)
大阪府・吹田市	小学1(3)
大阪府・茨木市	中学1(2) 高校1(2)
大阪府・池田市	小学2(25) 中学5(41)
大阪府・羽曳野市	小学4(12)
大阪府・守口市	小学1[4]
大阪府・阪南市	小学6[40] 中学2[31]
大阪府・能勢町	小学4(15)
兵庫県・姫路市	小学11(51) 中学17(86) 高校8(39)
兵庫県・神戸市	小学3(5) 中学2(4) 高校1(1)
兵庫県・宝塚市	高校2(11)
兵庫県・西宮市	高校2(25)
兵庫県・明石市	小学24(65) 中学3(54)
兵庫県・高砂市	小学8(70) 中学7(81)
兵庫県・西脇市	小学9(22) 中学4(35)
兵庫県・加古川市	小学9(45) 中学3(4) 高校4(29)
兵庫県・相生市	高校1(4)
兵庫県・たつの市	中学6(25)
兵庫県・宍粟市	中学3(13)

兵庫県・神崎郡神河町	高校1(6)
兵庫県・豊岡市	小学1(30)
兵庫県・洲本市	小学2(12) 中学2(23)
京都府・京都市	高校2(46)
京都府・与謝郡与謝野町	高校1(9)
奈良県・御所市	中学1(1) 高校2(4)
奈良県・平群町	中学1(1)
滋賀県・大津市	小学32(301) 中学14(254)
滋賀県・東近江市	小学5(18)
和歌山県・和歌山市	小学52(171) 中学17(70) 高校1(8)
和歌山県・海南市	中学4(36)
和歌山県・湯浅町	小学4(5) 中学1(1)
和歌山県・みなべ町	小学5(15) 中学3(12)
和歌山県・田辺市	中学7(66)
和歌山県・白浜町	中学2(2)
和歌山県・御坊市	小学13(30) 中学6(25)
中国地区	
広島県(広島・東広島)	小学25[341] 中学13[332]
山口県・宇部市	小学5(18) 中学12(149)
山口県・山口市	小学15(60) 中学18(150) 高校5(109)
山口県・萩市	小学2(6) 中学5(36)
山口県・岩国市	小学10(37) 中学4(22)
山口県・柳井市	高校1(14)
山口県・下関市	小学4(30) 中学4(54)
山口県・長門市	小学6(57) 中学3(39)
山口県・田布施町	小学4(11) 中学1(1) 高校1(12)
山口県・周防大島町	小学3(4)
九州地区	
福岡県	小学11(92) 中学5(98)
長崎県・東彼杵郡	小学1[6] 支援校1[6]
長崎県・松浦市	中学3[6]
長崎県・諫早市	高校1[6]
長崎県・佐世保市	小学3[3] 中学3[3]

内 訳	小学校	1,188校
	中学校	1,010校
	高校	183校
	支援校	9校
	合計	2,390校

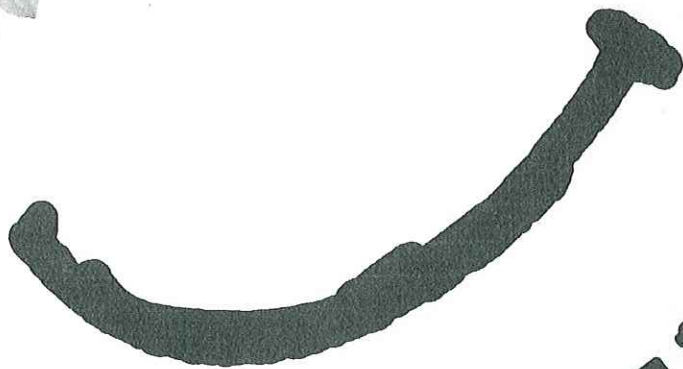
※日販協組織内調べ

※2023年4月調査：2,677校

※小中一貫校は中学に含む

※中高一貫校、高専は高校に含む

しんぶん 7月14日 配達の日



雨の日も・風の日も・
まいにち元気に...

あなたの街へ。暮らしへ。心を込めて新聞をお届けしています。
公益社団法人 日本新聞販売協会

昭和52年7月14日、わが国初の気象衛星「ひまわり」が打ち上げられました。生活に欠かすことのできない気象情報を日々、送り続けている姿と、文字・活字文化の基軸である新聞が、全国の販売所から日々、戸別配達で届けられていることを重ねあわせ、「ひまわり」をキャラクターとしています。所長や従業員の皆さまにおいて、新聞紙面等に掲載される善行がありましたらお知らせください。掲載された新聞と共に日本新聞販売協会事務局にお送りいただければ、日本新聞販売協会から全国の会員に発信させていただきます。

貸借対照表

2024年6月30日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I.. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	11,983,269	20,559,053	△ 8,575,784
未収正会員会費	5,264,000	2,236,000	3,028,000
未収賛助会員会費	0	84,000	△ 84,000
未収月報代金	39,200	29,600	9,600
未収広告料	87,500	60,000	27,500
未収負担金	0	450,000	△ 450,000
前払費用	3,400,444	0	3,400,444
流動資産合計	20,774,413	23,418,653	△ 2,644,240
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金 三井住友銀行	10,510,000	10,510,000	0
基本財産合計	10,510,000	10,510,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当預金	11,040,000	10,672,000	368,000
周年事業積立金	26,000,000	26,000,000	0
事業支援積立金	5,000,000	0	5,000,000
協会賞基金預金	10,000,000	10,000,000	0
運営強化資金預金	1,500,000	1,500,000	0
特定資産合計	53,540,000	48,172,000	5,368,000
(3) その他固定資産			
電話加入権	120,000	120,000	0
ソフトウェア	514,250	701,250	△ 187,000
敷金	1,839,600	1,839,600	0
その他の固定資産合計	2,473,850	2,660,850	△ 187,000
固定資産合計	66,523,850	61,342,850	5,181,000
資産合計	87,298,263	84,761,503	2,536,760
II. 負債の部			
1. 流動負債			
前受金	1,861,700	1,832,000	29,700
預り金 源泉所得税等	610,010	499,574	110,436
流動負債合計	2,471,710	2,331,574	140,136
2. 固定負債			
退職給付引当金	11,040,000	10,672,000	368,000
固定負債合計	11,040,000	10,672,000	368,000
負債合計	13,511,710	13,003,574	508,136
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産合計			
指定正味財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	0
2. 一般正味財産合計			
(うち基本財産への充当額)	63,786,553	61,757,929	2,028,624
(うち特定資産への充当額)	(10,510,000)	(10,510,000)	0
(うち特定資産への充当額)	(1,500,000)	(1,500,000)	0
正味財産合計	73,786,553	71,757,929	2,028,624
負債及び正味財産合計	87,298,263	84,761,503	2,536,760

正味財産増減計算書

2023年7月1日から2024年6月30日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収入				
受取会費	[49,878,600]	[50,128,200]	[△ 249,600]	
正会員会費収入	48,698,400	48,948,000	△ 249,600	
賛助会員会費収入	1,180,200	1,180,200	0	
事業収入	[6,776,500]	[7,058,800]	[△ 282,300]	
月報収入	4,032,000	4,060,800	△ 28,800	
広告料収入	2,744,500	2,998,000	△ 253,500	
受取負担金	[1,920,000]	[1,920,000]	[0]	
負担金収入	1,920,000	1,920,000	0	注記1
雑収入	[434,196]	[193,843]	[240,353]	
受取利息	946	849	97	
雑収入	433,250	192,994	240,256	全共済手数料
経常収入計	59,009,296	59,300,843	△ 291,547	
(2) 経常費用				
会場賃料	2,619,179	2,235,215	383,964	総会、理事会等会場費
飲食費	4,720,660	2,943,097	1,777,563	総会、理事会等飲食費
旅費交通費	8,912,425	8,301,159	611,266	理事会、出張等旅費
印刷製本費	536,213	1,124,484	△ 588,271	注記2
通信運搬費	1,027,774	842,701	185,073	発送費、電話代等
広報費	8,193,016	7,897,040	295,976	広告料、月報発行経費
表彰諸費	992,948	1,240,608	△ 247,660	協会賞等表彰経費
役員報酬	1,432,000	1,488,548	△ 56,548	理事会出席理事の日当也
給与手当	9,994,920	10,540,542	△ 545,622	
退職給付費用	368,000	368,000	0	
福利厚生費	2,115,197	2,357,383	△ 242,186	社会保険料等
消耗品費	234,367	153,974	80,393	
賃借料	5,226,505	4,869,480	357,025	事務局家賃、清掃費
リース料	1,695,419	806,956	888,463	パソコン、コピー機他リース
水道光熱費	205,722	295,803	△ 90,081	
諸謝金	1,650,000	1,650,000	0	税理士、弁護士顧問報酬
交際費	0	0	0	
負担金支出金	656,000	650,600	5,400	賛助会費等
購読料	605,445	642,925	△ 37,480	新聞、業界紙等購読料
減価償却費	187,000	187,000	0	
雑費	5,607,882	663,531	4,944,351	注記3
経常費用計	56,980,672	49,259,046	7,721,626	
当期経常増減額	2,028,624	10,041,797	△ 8,013,173	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収入				
経常外収入計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
固定資産減損損失	[0]	[0]	[0]	
建物附属設備減損失	0	0	0	
什器備品減損失	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	2,028,624	10,041,797	△ 8,013,173	
一般正味財産期首残高	61,757,929	51,716,132	10,041,797	
一般正味財産期末残高	63,786,553	61,757,929	2,028,624	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	10,000,000	10,000,000	0	
指定正味財産期末残高	10,000,000	10,000,000	0	
III 正味財産期末残高	73,786,553	71,757,929	2,028,624	

注記1 関東地区本部より家賃分担金、事務委託費

注記2 事業経費(しんぶん配達の日ポスター製作)288,376円、その他封筒・総会資料等印刷費247,837円

注記3 振込手数料、集金手数料等の他、北陸地区本部能登半島地震支援金500万円を計上

正味財産増減計算書内訳表

2023年7月1日から2024年6月30日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計	
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収入				
受取会費				
正会員会費収入	24,349,200	24,349,200	48,698,400	*
賛助会員会費収入	590,100	590,100	1,180,200	*
事業収益				
月報収入		4,032,000	4,032,000	*
広告料収入		2,744,500	2,744,500	*
受取負担金				
負担金収入		1,920,000	1,920,000	*
雑収入				
受取利息	473	473	946	*
雑収入		433,250	433,250	*
経常収入計	24,939,773	34,069,523	59,009,296	
(2) 経常費用				
会場賃料	1,187,199	1,431,980	2,619,179	*注
飲食費	544,585	4,176,075	4,720,660	*
旅費交通費	3,119,349	5,793,076	8,912,425	*
印刷製本費	482,592	53,621	536,213	
通信運搬費	924,997	102,777	1,027,774	
広報費	7,373,714	819,302	8,193,016	*注
表彰諸費	-	992,948	992,948	*
役員報酬	239,144	1,192,856	1,432,000	*
給与手当	8,995,428	999,492	9,994,920	
退職給付費用	331,200	36,800	368,000	
福利厚生費	1,903,677	211,520	2,115,197	
消耗品費	210,930	23,437	234,367	
賃借料	4,703,855	522,650	5,226,505	
リース料	1,525,877	169,542	1,695,419	
水道光熱費	185,150	20,572	205,722	
諸謝金	1,485,000	165,000	1,650,000	
負担金支出	-	656,000	656,000	注
購読料	544,901	60,544	605,445	
減価償却費	168,300	18,700	187,000	
雑費	5,047,094	560,788	5,607,882	
経常費用計	38,972,992	18,007,680	56,980,672	
当期経常増減額	△ 14,033,219	16,061,843	2,028,624	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収入				
経常外収入計				
(2) 経常外費用				
経常外費用計				
当期経常外増減額				
当期一般正味財産増減額	△ 14,033,219	16,061,843	2,028,624	
一般正味財産期首残高			61,757,929	
一般正味財産期末残高			63,786,553	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高			10,000,000	
指定正味財産期末残高			10,000,000	
III 正味財産期末残高			73,786,553	

*:申請による個別割合

注:内閣府による定期検査(H28.10.26)指摘による変更割合
他は申請による90%公益・10%法人の見直し(2020年度より)割合

第2号議案の4

附 属 明 細 書

1. 特定資産の明細は、財務諸表の注記に記載
2. 引当金の明細

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職給付引当金	10,672,000	368,000	-	11,040,000

財 産 目 録

2024年6月30日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金	135,895	
	預金	普通預金	運転資金		
		三井住友銀行銀座支店		5,060,154	
		みずほ信託銀行本店		288,192	
		振替預金京橋郵便局		6,499,028	
	未収正会員会費			5,264,000	
	未収月報代金			39,200	
	未収広告料			87,500	
前払費用			3,400,444		
流動資産合計				20,774,413	
(固定資産)	基本財産	定期預金 三井住友銀行銀座支店		10,510,000	
		特定資産			
	退職給付引当資産	普通預金 三井住友信託銀行東京中央支店	退職給付引当金見合の引当資産	11,040,000	
	周年事業積立金	普通預金 三井住友銀行銀座支店	創立周年記念行事に備えるための積立金	26,000,000	
	事業支援積立金	普通預金 三井住友銀行銀座支店	各地区の特別事業実施に備えるための積立金	5,000,000	
	協会賞基金預金	定期預金 三井住友信託銀行東京中央支店	公益目的保有財産であり、功労者への表彰を目的として保有	10,000,000	
	運営強化資金預金	普通預金 みずほ信託銀行本店	公益目的事業に係る事業費の予備費として	1,500,000	
	その他固定資産	電話加入権		公益目的保有財産であり、各事業及び管理業務で使用している共用財産である	120,000
		ソフトウェア		公益目的保有財産であり、各事業及び管理業務で使用している共用財産である	514,250
		敷金		公益目的保有財産であり、各事業及び管理業務で使用している共用財産である	1,839,600
固定資産合計				66,523,850	
資産合計				87,298,263	
(流動負債)	前受金	会費他	公益目的事業に係る翌事業年度の会費、月報代金	1,861,700	
	預り金		源泉徴収税他	610,010	
流動負債合計				2,471,710	
(固定負債)	退職給付引当金		職員に対する退職金の支払いに備えるもの	11,040,000	
	固定負債合計			11,040,000	
負債合計				13,511,710	
正味財産				73,786,553	

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・・・定額法 無形固定資産・・・定額法

(2) 引当金の計上基準

退職給与引当金・・・退職金の支給に備えるため、期末自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(3) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込み処理によっている。

2. 基本財産・特定資産の増減及びその残高

基本財産・特定資産の増減及びその残高は次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	10,510,000	-	-	10,510,000
基本財産計	10,510,000	-	-	10,510,000
特定資産				
退職給付引当預金	10,672,000	368,000	-	11,040,000
周年事業積立金	26,000,000	-	-	26,000,000
事業支援積立金	-	5,000,000	-	5,000,000
協会賞基金預金	10,000,000	-	-	10,000,000
運営強化資金預金	1,500,000	-	-	1,500,000
特定資産計	48,172,000	5,368,000	-	53,540,000
合 計	58,682,000	5,368,000	-	64,050,000

3. 基本財産・特定資産の財源等の内訳

基本財産・特定資産の財源等の内訳は次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	10,510,000	-	10,510,000	-
基本財産計	10,510,000		10,510,000	
特定資産				
退職給付引当預金	11,040,000	-	-	11,040,000
周年事業積立金	26,000,000	-	26,000,000	-
事業支援積立金	5,000,000		5,000,000	
協会賞基金預金	10,000,000	10,000,000	-	-
運営強化資金預金	1,500,000	-	1,500,000	-
特定資産計	53,540,000	10,000,000	32,500,000	11,040,000
合 計	64,050,000	10,000,000	43,010,000	11,040,000

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び期末残高は次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	期末残高
電話加入権	120,000	-	120,000
ソフトウェア	935,000	420,750	514,250
敷金	1,839,600	-	1,839,600
合 計	2,894,600	420,750	2,473,850

監査報告書

公益社団法人日本新聞販売協会
会長 東 靖雄 殿

2024年7月10日

公益社団法人日本新聞販売協会
監事 中脇 和俊

公益社団法人日本新聞販売協会
監事 小田 佳輝

私たち監事は、2023年7月1日から2024年6月30日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその付属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその付属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

第 4 号議案

役員候補者の略歴

- ①赤本 昌応(あかもと・まさたか)氏 神奈川・朝日 55 才 昭和 44 年(1969)生れ
平成 4 年(1992)日本経済新聞社入社(広告局)、平成 15 年(2003)ニュー
スセンターあかもと㈱入社、平成 17 年(2005)ASA百合ヶ丘ほか 6 ASA
名義引き継ぎ。
- ②市田 和則(いちだ・かずのり)氏 北海道・朝日 62 才 昭和 37 年(1962)生れ
平成 3 年(1991)業界入職。ASA恵庭中央所長。令和 6 年(2024)本会北
海道地区本部長。
- ③羽鳥 幸一(はとり・こういち)氏 東京・日経 61 才 昭和 38 年(1963)生れ
昭和 62 年(1987)業界入職。日本経済新聞五反田販売所長。令和 6 年(2024)
本会東京地区本部長(東京都新聞販売同業組合長)
- ④野田 猛徳(のだ・たけのり)氏 京浜・朝日 56 才 昭和 43 年(1968)生れ
平成 2 年(1990)業界入職。ASA綱島・綱島東部他所長。令和 6 年(2024)
京浜新聞販売組合長、本会多京神地区本部長。
- ⑤高橋 富治(たかはし・とみはる)氏 石川・読売 54 才 昭和 45 年(1970)生れ
平成 9 年(1997)業界入職。YC金沢光が丘・金沢駅西他所長。令和 6 年
(2024)本会北陸地区本部長。
- ⑥竹本 博一(たけもと・ひろかず)氏 広島・読売 60 才 昭和 39 年(1964)生れ
平成元年(1989)業界入職。YC広島駅前所長。令和 6 年(2024)本会中国
地区本部長(広島地区新聞販売協議会会長)。
- ⑦前田 賢一(まえだ・けんいち)氏 群馬・読売 55 才 昭和 44 年(1969)生れ
平成 5 年(1993)業界入職。YC前橋中央所長。令和 6 年(2024)本会
関東地区本部専務理事。
- ⑧堀井 貫男(ほりい・ぬきお)氏 新潟・複合 67 才 昭和 32 年(1957)生れ
昭和 51 年(1976)業界入職。ASA白根所長。令和 6 年(2024)本会
関東地区本部専務理事。
- ⑨櫻井 青磁(さくらい・せいじ)氏 多摩・読売 55 才 昭和 44 年(1969)生れ
平成元年(1989)業界入職、YC八王子大和田入店=平成 9 年(1997)引
継ぎ。令和 2 年(2020)八王子新聞販売同業組合長、同年多摩新聞販売同
業組合事務局長。令和 6 年(2024)YC羽島引継ぎ。令和 6 年(2024)多摩
新聞販売同業組合長。

- ⑩ 柏原 亮介(かしはら・りょうすけ)氏 神奈川・読売 57 才 昭和 42 年(1967)生れ
平成 2 年(1990)朝日新聞店入店、平成 4 年(1992)読売新聞店入店。平成
13 年(2001)会社設立・(有)読売大磯、現在、社名変更・(有)アジア代表。
令和 6 年(2024)神奈川県新聞販売組合長。
- ⑪ 小西 康弘(こにし・やすひろ)氏 大阪・読売 63 才 昭和 36 年(1961)生れ
平成 9 年(1997)10 月から平成 13 年(2001)9 月まで柏原市議会議員。平
成 15 年(2003)Y C 羽曳が丘入店、平成 17 年(2005)Y C 柏原所長。令和
6 年(2024)(一社)日本新聞販売協会近畿副理事長。
- ⑫ 真辺 譲司(まなべ・じょうじ)氏 兵庫・毎日 64 才 昭和 34 年(1959)生れ
平成 6 年(1994)業界入職。同年 12 月、毎日新聞西明石販売所長。令和
6 年(2024)(一社)日本新聞販売協会近畿専務理事(総務統括)。
- ⑬ 大竹 隆(おおたけ・たかし)氏 山形・朝日 61 才 昭和 37 年(1962)生れ
昭和 56 年(1981)日本専売公社入社。昭和 61 年(1986)朝日新聞山形南部
販売所入所。平成 14 年(2002)A S A 山形駅南所長、平成 22 年(2010)A
S A 山形南部所長。現・山形県朝日会会長、山形県日経会会長。
- ⑭ 森下 哲也(もりした・てつや)氏 埼玉・朝日 56 才 昭和 42 年(1967)生れ
平成 8 年(1996)A S A あすみが丘入店。平成 9 年(1997)A S A 東川口入
店、平成 10 年(1998)A S A 東川口所長。令和 6 年(2024)本会関東地区
本部常任理事。
- ⑮ 齋藤 逸朗(さいとう・いつろう)氏 千葉・読売 67 才 昭和 32 年(1957)生れ
昭和 50 年(1975)業界入職。昭和 60 年(1985)Y C 横芝光所長。令和 6 年
(2024)千葉県新聞販売組合長。
- ⑯ 金子 正人(かねこ・まさひと)氏 茨城・朝日 55 才 昭和 44 年(1969)生れ
平成 4 年(1992)業界入職。A S A 古河南所長。令和 6 年(2024)茨城県
新聞販売連合会会長。
- ⑰ 野田 力(のだ・ちから)氏 栃木・朝日 68 才 昭和 30 年(1955)生れ
昭和 54 年(1979)大田原野田新聞店入店。昭和 55 年(1980)名義変更・業
務継承。平成 24 年(2012)A S A 西那須野引継、(株)野田新聞販売設立。
平成 25 年(2013)～令和 2 年(2020)栃木県朝日会会長。令和 6 年(2024)
栃木県新聞販売連合会会長。

- ⑱江崎 晴城(えざき・はるき)氏 静岡・毎日 60才 昭和39年(1964)生れ
昭和62年(1987)静岡新聞社入社。平成20年(2008)株式会社藤枝江崎新聞店入社、同年5月同社社長。令和6年(2024)静岡県新聞販売連合会理事長。
- ⑲丸山 修(まるやま・おさむ)氏 東京・日経 56才 昭和42年(1967)生れ
平成元年(1989)日本経済新聞浜町専売所社員。平成9年(1997)日本経済新聞巢鴨専売所長、平成12年(2000)同向島専売所長を経て、現在、日本経済新聞田町専売所長。
- ⑳岩田 達承(いわた・たつよし)氏 大阪・朝日 63才 昭和36年(1961)生れ
昭和60年(1985)業界入職。現在、ASA千里山所長。令和6年(2024)(一社)日本新聞販売協会近畿専務理事。
- ㉑畑 善章(はた・よしあき)氏 兵庫・神戸 52才 昭和47年(1972)生れ
平成7年(1995)業界入職。現在、神戸新聞春日・柏原・市島所長。令和6年(2024)(一社)日本新聞販売協会近畿専務理事。
- ㉒澤田 明雄(さわだ・あきお)氏 東京・産経 68才 昭和31年(1956)生れ
昭和50年(1975)日本電信電話公社入社。昭和51年(1976)読売新聞奨学生として読売新聞大森西販売所入店。平成17年(2005)産経新聞ときわ台SC所長。
- ㉓細谷 和広(ほそや・かずひろ)氏 京浜・毎日 43才 昭和56年(1981)生れ
平成13年(2001)業界入職。現在、毎日新聞潮田販売所長。

「役員等の報酬及び費用に関する規則」 改正案・現行対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(定義等) 第2条 この規則において、次に各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 役員とは、理事及び監事をいう。 【傍線部削る】 (2) <u>役員等とは、役員のほか、参与、相談役及び顧問を含むものとする。</u> 【削る】 (3) <u>報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。</u> (4) <u>費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費、宿泊費等をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。</u></p> <p>(報酬等の支給) 第3条 本会は、役員等の職務遂行の対価として<u>理事会及び理事会に準ずる役員会等</u>に出席の都度現金で、謝金として一人あたり5,000円を限度とした金額を支給することができる。</p> <p>2 <u>役員等のうち法律又は会計に関して専門知識を有する顧問には、報酬として別表第1に定める金額を支給する。この場合において、支給方法は1事業年度毎に銀行振込にて行うこととする。</u> 3 <u>役員等には、賞与及び退職慰労金は支給しない。</u> 4 <u>役員が使用人を兼ねるときは、給与規程に基づく給料、通勤手当等を支給し、この規則に基づく報酬等は支給しない。</u></p> <p>(費用) 第4条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、その都度現金にてこれを支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、会長、副会長、専務理事及び主計理事における日常の職務の遂行に</u></p>	<p>(定義等) 第2条 この規則において、次に各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 役員とは、理事及び監事をいい、<u>顧問及び相談役を併せて役員等という。</u> (2) <u>顧問とは、定款第27条第2項に定める者をいう。</u> (3) <u>相談役とは、定款第27条第3項に定める者をいう。</u> (4) <u>報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。</u> (5) <u>費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費、宿泊費等をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。</u></p> <p>(報酬等の支給) 第3条 本会は、役員等の職務遂行の対価として次の報酬等を支給することができる。 (1) <u>理事会及び理事会に準ずる役員会等に出席の都度現金で、謝金として一人あたり5,000円を限度とした金額</u> 【新設】 【新設】 (2) <u>事務局に常勤する役員に対する報酬として毎月21日に銀行振込にて、一人あたり15万円を限度とした金額</u></p> <p>(費用) 第4条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、その都度現金にてこれを支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。</p> <p>【新設】</p>

<p>係る通信費に関しては、最終の理事会において別表第2に定める金額を、出席者にあつては現金にて支給することができるものとし、欠席者にあつては銀行振込にて支給することができるものとする。ただし、2以上の役職を兼任する役員は、その一つの役職に限定することとする。</p> <p>3 役員が使用人を兼ねるときは、職員出張旅費規程に基づく鉄道賃、航空賃、宿泊費等を支給し、この規則に基づく費用は支給しない。</p>	<p>【新設】</p>
<p>別表第1 (顧問報酬年額表)</p> <p>①法律に関して専門知識を有する者 60万円</p> <p>②会計に関して専門知識を有する者 90万円</p>	<p>【新設】</p>
<p>別表第2 (会長、副会長、専務理事及び主計理事通信費年額表)</p> <p>①会長 10万円</p> <p>②副会長、専務理事及び主計理事 5万円</p>	<p>【新設】</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第4章 総会</p> <p>(開催) 第13条 総会は、<u>定時総会</u>として毎年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。 2 前項の<u>定時総会</u>をもって法人法上の定時社員総会とする。</p> <p>(議長) 第15条 総会の議長は、<u>定時総会</u>にあつては会長又は副会長とし、臨時総会にあつては社員若しくは社員を兼ねない地区本部長又は会長若しくは副会長の中から選出する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 総会</p> <p>(開催) 第13条 総会は、<u>通常総会</u>として毎年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。 2 前項の<u>通常総会</u>をもって法人法上の定時社員総会とする。</p> <p>(議長) 第15条 総会の議長は、<u>通常総会</u>にあつては会長又は副会長とし、臨時総会にあつては社員若しくは社員を兼ねない地区本部長又は会長若しくは副会長の中から選出する。</p>
<p style="text-align: center;">第5章 役員</p> <p>(役員を設置) 第20条 本会に次の役員を置く。 (1) 理事40名以上60名以内 (2) 監事2名以上3名以内 2・3 略</p> <p>(役員任期) 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>定時総会</u>の終結の時までとする。 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>定時総会</u>の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 役員</p> <p>(役員を設置) 第20条 本会に次の役員を置く。 (1) 理事50名以上70名以内 (2) 監事2名以上3名以内 2・3 略</p> <p>(役員任期) 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>通常総会</u>の終結の時までとする。 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する<u>通常総会</u>の終結の時までとする。</p>
<p style="text-align: center;">第5章の2 参与等</p> <p>(参与、相談役及び顧問) 第27条 本会に<u>任意の機関</u>として参与1名、相談役及び顧問をそれぞれ若干名置くことができる。 2 参与は、<u>本会の運営及び事業</u>に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。 3 相談役は、<u>本会の事業</u>に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。 4 <u>顧問は、専門知識の見地から、本会の運営及び事業</u>に関して会長の諮問に答える。 5 <u>参与及び相談役</u>の選任及び解任は、理事会において決議する。 6 <u>顧問は、法律若しくは会計に専門知識のある者</u></p>	<p style="text-align: center;">【新設】</p> <p>(顧問及び相談役) 第27条 本会に<u>顧問及び相談役</u>をそれぞれ若干置くことができる。 2 <u>顧問は、本会の運営</u>に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。 3 <u>相談役は、本会の事業</u>に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。 【新設】 4 <u>顧問及び相談役</u>の選任及び解任は、理事会において決議する。 【新設】</p>

又は学識経験者のうちから会長が委嘱する。

7 参与の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち第2回目の理事会の終結の時までとし、再任はできない。この場合において、退任後は、その退任後1年以内に終了する事業年度の定時総会の終結の時まで相談役に選任されることができるものとする。

8 相談役任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。ただし、3期6年を超えないものとする。

9 顧問の任期は、特に設けない。

10 参与、相談役及び顧問に対して、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準にしたがって算定した額を報酬等として支給することができる。

11 参与、相談役及び顧問は、法人法上の役員ではなく本会に対して何らの権限を有しない。

第7章 資産及び会計

(事業報告及び決算)

第36条 略

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

【新設】

【新設】

【新設】

5 顧問及び相談役に対して、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準にしたがって算定した額を報酬等として支給することができる。

【新設】

第7章 資産及び会計

(事業報告及び決算)

第36条 略

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

2024年度事業計画

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

I. 事業の基本方針

内閣府公益認定等委員会から、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条に基づき公益認定を受けている本会は、公益事業として新聞の健全な普及を推進し、文字・活字文化の振興と民主主義の発展に資する事業を行い、国民各層の利益増進に努めている。また、事業運用に当たっては、新聞社、広告代理店あるいは経済産業省、厚生労働省などの関係官庁にアドバイス等を要請し、公益の趣旨の徹底化を図っている。

新聞は、その公共性や文化性から再販制度、特殊指定が適用され、また軽減税率の対象となっている。国民から期待されている情報の正確性と社会的役割に相応しい販売の実践を継続していかねばならない。

新聞販売業界は、わが国が2005(平17)年に超高齢社会(super-aged society)を迎えたことによる少子化現象と電子通信手段の多様な発展による新聞購読者の減少、社会構造の変化による深刻な人手不足などにより、大変厳しい状況が続いている。このような下での不公正な競争や読者対応の不備は、さらなる新聞離れを招き、業界を一層縮小させることにつながりかねず、苦情や相談への丁寧な対応が求められている。

また、業界環境の変化を踏まえながら、特に教育・文化面に配慮するにあたって、子供たちの身近に新聞を届ける「すべての教室へ新聞を」運動や、文部科学省「学校図書館図書整備費」の確実な実施を求める。

一方、配達時の交通労働災害防止のためポスター、ホームページ等で注意喚起を行う。また、SDGs（エスディーズ）に依拠する環境配慮のほか、少子高齢化時代を迎えるにあたり外国人雇用の規制緩和の検討を要望していく。

II. 事業項目

1. 新聞の普及に向けた改善に関する事業

(1) 再販売価格維持制度及び新聞特殊指定の堅持

文字・活字文化普及の根幹をなす再販売価格維持制度及び新聞特殊指定の堅持に向け、適時、関係団体と連携し対応する。

(2) 公正競争規約などの一層の徹底

過剰な景品等による販売競争や強引な訪問勧誘は、一層の新聞離れを招き、業界の縮小につながることから、相談への丁寧な対応を引き続き呼びかける。

(3) 消費生活センター等との情報交換

販売競争や訪問勧誘などの状況を踏まえ、都道府県又は市町村が置く消費生活センターと情報の交換や共有の推進を呼びかける。

2、新聞で伝達される文字・活字文化の振興に関する事業

(1) 子どもと社会をつなぐ「すべての教室へ新聞を」運動の推進

「すべての教室へ新聞を」運動は、「子どもの読書活動推進法」の理念を踏まえ、社会と子どもたちを良質な文字活字で結ぶ新聞を提供すべく、文部科学省の後援のもと2002年以来、各地区で推進している。運動のさらなる推進とともに、新聞感想文コンクールや表彰事業等の協力も呼びかけ、学校教育への一層の貢献に資する。

(2) 学校図書館図書整備費の確実な実施と司書教諭又は学校司書の適切な配置に向けた要請

文部科学省は、第6次「学校図書館図書整備費等5か年計画」(令4～令8)を策定、小学校2部、中学校3部、高等学校5部を目安として新聞の図書館へ配備を進めており、確実に配置が進むよう、さらに要請活動を行う。また、併せて学校図書館における新聞の教材としての効果的運用を図るために、司書教諭又は学校司書の適切な配置が進むよう要請活動を行う。

3、新聞戸別配達制度の維持・向上に関する事業

(1) 配達時の交通災害の防止に向けた取り組み

新聞販売業における交通労働災害が恒常的に高止まり傾向であることを踏まえ、引き続き交通災害防止へ、ポスター、ホームページ等で会員への広報のほか、都道府県の警察及び労働局(労働基準監督署)と連携した取り組みの推進を各地区組織へ呼びかける。

(2) 「しんぶん配達の日」PR活動による戸別配達の実情の広報

「しんぶん配達の日」を日本記念日協会に登録し、毎朝、定時に全国一斉に配達されている新聞の戸別配達制度の意義を社会に伝える。

(3) 配達従業員の適正な確保に向けた規制緩和の要請

少子高齢化社会の進展に伴い、人手不足が恒常化し配達従業員の確保はますます厳しくなることから、政府に対し、外国人雇用の規制緩和導入の検討を要望する。

(4) SDGsに関する推進

2015年の国際連合総会において採択された「持続開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)の目標7及び目標13に基づき、国民の日常生活環境の向上に資するため、配達用のガソリンバイクを電動バイクへ転換する取り組みを呼びかける。

*目標7「手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的エネルギーへのアクセスを確保する」

*目標13「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる」

III. その他事項 (3公益事業のほか法人として対応するもの)

(1) 系統を超えた協力体制構築

さらなる販売店の連携強化を目指し、健全な地域発展のため系統を超えた協力体制を構築することと、本会未加盟の系統会・販売所長の加盟促進を呼びかける。

(2) 被災地支援(「特定寄附金」など)及び過疎地対策への対応

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発などの災害の被災地に対する支援(「特定寄附金」など)と、他業種との連携を含む過疎地対策への対応をする。

(3) 折込広告事業者団体との情報交換

折込広告事業者の全国組織である一般社団法人日本新聞折込広告業協会との情報交換を進め、折込広告の拡大に資する。

(4) 「日本新聞販売協会賞」の表彰

永年に亘り業界に尽くした会員組織の販売店主を「日本新聞販売協会賞」に叙し、定時総会にて表彰する。

以上

正味財産増減予算書

2024年7月1日から2025年6月30日まで

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収入			
受取会費	48,287,400	50,063,400	△ 1,776,000
正会員会費収入	47,107,200	48,883,200	△ 1,776,000
賛助会員会費収入	1,180,200	1,180,200	0
事業収入	7,041,600	7,060,800	△ 19,200
月報収入	4,041,600	4,060,800	△ 19,200
広告料収入	3,000,000	3,000,000	0
受取負担金	1,920,000	1,920,000	0
負担金収入	1,920,000	1,920,000	0
雑収入	401,000	401,000	0
受取利息	1,000	1,000	0
雑収入	400,000	400,000	0
経常収入計	57,650,000	59,445,200	△ 1,795,200
(2) 経常費用			
会場賃料	2,500,000	2,500,000	0
飲食費	7,500,000	7,500,000	0
旅費交通費	8,500,000	8,000,000	500,000
印刷製本費	1,500,000	1,500,000	0
通信運搬費	1,000,000	1,000,000	0
広報費	9,000,000	9,000,000	0
表彰諸費	1,000,000	1,000,000	0
役員報酬	3,500,000	3,500,000	0
給料手当	11,000,000	11,000,000	0
退職給付費用	400,000	400,000	0
福利厚生費	3,000,000	4,000,000	△ 1,000,000
消耗品費	300,000	300,000	0
賃借料	4,900,000	4,900,000	0
リース料	4,800,000	4,800,000	0
水道光熱費	300,000	300,000	0
諸謝金	1,700,000	1,700,000	0
交際費	100,000	100,000	0
負担金支出	1,000,000	1,000,000	0
購読料	800,000	800,000	0
減価償却費	200,000	50,000	150,000
雑費	1,000,000	1,000,000	0
周年事業費	15,000,000	0	15,000,000
経常費用計	79,000,000	64,350,000	14,650,000
当期経常増減額	△ 21,350,000	△ 4,904,800	△ 16,445,200
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収入			
経常外収入計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 21,350,000	△ 4,904,800	△ 16,445,200
一般正味財産期首残高	63,786,553	61,757,929	2,028,624
一般正味財産期末残高	42,436,553	56,853,129	△ 14,416,576
II. 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	10,000,000	10,000,000	0
指定正味財産期末残高	10,000,000	10,000,000	0
III. 正味財産期末残高	52,436,553	66,853,129	△ 14,416,576

正味財産増減予算書内訳表

2024年7月1日から2025年6月30日まで

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収入			
受取会費			
正会員会費収入	23,553,600	23,553,600	47,107,200 *
賛助会員会費収入	590,100	590,100	1,180,200 *
事業収入			
月報収入		4,041,600	4,041,600 *
広告料収入		3,000,000	3,000,000 *
受取負担金			
負担金収入		1,920,000	1,920,000 *
雑収入			
受取利息	500	500	1,000 *
雑収入		400,000	400,000 *
経常収入計	24,144,200	33,505,800	57,650,000
(2) 経常費用			
会場賃料	500,000	2,000,000	2,500,000 *
飲食費		7,500,000	7,500,000 注
旅費交通費	7,650,000	850,000	8,500,000 *
印刷製本費	1,350,000	150,000	1,500,000
通信運搬費	900,000	100,000	1,000,000
広報費	8,100,000	900,000	9,000,000 *
表彰諸費		1,000,000	1,000,000 注
役員報酬	584,500	2,915,500	3,500,000 *
給与手当	9,900,000	1,100,000	11,000,000
退職給付費用	360,000	40,000	400,000
福利厚生費	2,700,000	300,000	3,000,000
消耗品費	270,000	30,000	300,000
賃借料	4,410,000	490,000	4,900,000
リース料	4,320,000	480,000	4,800,000
水道光熱費	270,000	30,000	300,000
諸謝金	1,530,000	170,000	1,700,000
交際費		100,000	100,000 注
負担金支出		1,000,000	1,000,000 注
購読料	720,000	80,000	800,000
減価償却費	180,000	20,000	200,000
雑費	900,000	100,000	1,000,000
周年事業費		15,000,000	15,000,000
経常費用計	44,644,500	34,355,500	79,000,000
当期経常増減額	△ 20,500,300	△ 849,700	△ 21,350,000
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収入			
経常外収入計			
(2) 経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
当期一般正味財産増減額	△ 20,500,300	△ 849,700	△ 21,350,000
一般正味財産期首残高			63,786,553
一般正味財産期末残高			42,436,553
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			10,000,000
指定正味財産期末残高			10,000,000
III 正味財産期末残高			52,436,553

*：申請による個別割合

注：内閣府定期検査（H28.10.26）指摘による割合の変更

他は90%公益・10%法人の割合

資金調達及び設備投資の見込み

1. 資金調達の見込みについて
なし

2. 設備投資の見込みについて
なし

役員名簿(案)

2024年(令和6年)7月29日

◎=新任 / □=選定異動の新任

役 職	氏 名	地 区
会 長	□岩 城 善 之	東 京・朝 日
副会長	山 本 明 伸	関 東・毎 日
〃	□高 木 康 夫	関 東・読 売
〃 兼主計理事	□真 崎 洋 一	東 京・日 経
専務理事	◎赤 本 昌 応	多京神・朝 日
常務理事	◎市 田 和 則	北海道・朝 日
〃	谷 津 芳 男	東 北・河 北
〃	□阿 部 正 一	関 東・毎 日
〃	◎羽 鳥 幸 一	東 京・日 経
〃	◎野 田 猛 徳	多京神・朝 日
〃	亀 谷 和 正	中 部・読 売
〃	◎高 橋 富 治	北 陸・読 売
〃	□水 谷 和 郎	近 畿・毎 日
〃	◎竹 本 博 一	中 国・読 売
〃	三 木 直 人	四 国・毎 日
〃	斉 藤 秀 治	九 州・読 売
常任理事	廣 地 進	関 東・朝 日
〃	笠 原 淳 一	関 東・産 経
〃	◎前 田 賢 一	関 東・読 売
〃	◎堀 井 貫 男	関 東・複 合
〃	中 西 啓 三	東 京・産 経
〃	佐 藤 和 昭	東 京・東 京
〃	◎櫻 井 青 磁	多京神・読 売
〃	◎柏 原 亮 介	多京神・読 売
〃	□仙 波 聰 典	多京神・産 経
〃	◎小 西 康 弘	近 畿・読 売
〃	◎真 辺 讓 司	近 畿・毎 日

役 職	氏 名	地 区
理 事	渋谷 俊 郎	東 北・読 売
〃	◎大 竹 隆	東 北・朝 日
〃	三 宅 一 秀	東 北・毎 日
〃	◎森 下 哲 也	関 東・朝 日
〃	◎齋 藤 逸 朗	関 東・読 売
〃	◎金 子 正 人	関 東・朝 日
〃	◎野 田 力	関 東・朝 日
〃	大 橋 龍 太	関 東・複 合
〃	木 戸 信 輔	関 東・新 潟
〃	滝 澤 博 幸	関 東・信 毎
〃	五 味 晃	関 東・複 合
〃	◎江 崎 晴 城	関 東・毎 日
〃	◎丸 山 修	東 京・日 経
〃	◎岩 田 達 承	近 畿・朝 日
〃	保 田 満 範	近 畿・産 経
〃	辻 昭 彦	近 畿・京 都
〃	◎畑 善 章	近 畿・神 戸
〃	大 塚 玲 弥	近 畿・日 経
〃	大 岡 尚 久	中 国・山 陽
〃	小 関 公 政	九 州・読 売
〃	小 野 政 樹	九 州・毎 日
〃	小 常 陸 仁	九 州・毎 日
〃	竹 下 学	九 州・読 売
監 事	◎澤 田 明 雄	東 京・産 経
〃	◎細 谷 和 広	多 京 神・毎 日

役員総数 52 名 (理事 50 名、監事 2 名)

参与等名簿 (案)

2024年(令和6年)7月29日

役職	氏名	地区
参与	東 靖 雄	東 京・読 売
相 談 役	坂 本 收	東 京・読 売
〃	志 村 榮三郎	東 京・朝 日
〃	河 邑 康 緒	東 京・毎 日
〃	國 吉 延 男	東 京・読 売
〃	本 橋 常 彦	東 京・朝 日
〃	深 瀬 和 雄	東 京・毎 日
顧 問	山 崎 俊 之	弁 護 士
〃	山 下 正 美	税 理 士

参与1名、相談役6名、顧問2名

公益社団法人日本新聞販売協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人日本新聞販売協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、新聞の普及を通じて、全ての国民が、居住する地域、その他の要因に関わらず、等しく文字・活字情報を享受できるようにすることにより、健全な民主主義の発展、文字・活字文化の振興、豊かな人間性の涵養に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新聞の普及に向けた改善に関する事業
- (2) 新聞で伝達される文字・活字文化の振興に資する事業
- (3) 新聞戸別配達制度の維持、向上に関する事業
- (4) 前各号の事業に附帯する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員及び社員

(本会の構成員)

第5条 本会は、次の会員を置く。

- (1) 正会員 新聞の戸別配達を営む法人事業者及び個人事業者
- (2) 賛助会員 新聞送達に付随する折込広告及び新聞即売を取扱う事業を営む法人事業者及び個人事業者を構成員とする団体のほか、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者

2 前項の会員のうち正会員を構成員とする団体又は法人が定めて会長に届け出る1名の代表者(以下「正会員代表者」という。)をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 全ての正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

- 第11条 総会は、正会員代表者をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
 - 3 総会には正会員代表者以外の会員も参加できるものとする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要が

ある場合に臨時総会を開催する。

2 前項の定時総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長が事故あるとき又は欠けたときは、代表理事たる首席の副会長又は業務執行理事が招集する。

2 総正会員代表者の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員代表者は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、定時総会にあつては会長又は副会長とし、臨時総会にあつては社員若しくは社員を兼ねない地区本部長又は会長若しくは副会長の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員代表者 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員代表者の議決権の過半数を有する正会員代表者が出席し、出席した当該正会員代表者の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会において、総正会員代表者数の半数以上であつて総正会員代表者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前項の候補者は、決議する前に履歴書を提出し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 6 条第 1 号に規定する欠格事由に抵触しない旨を証明しなければならない。

(書面議決等)

第 18 条 総会に出席できない正会員代表者は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員代表者を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員代表者は出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員代表者が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員代表者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事のうち総会において選任された議事録署名人 2 人以上は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 20 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 40 名以上 60 名以内
- (2) 監事 2 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、8 名以内を副会長、1 名を専務理事、1 名を主計理事、11 名以内を常務理事、11 名以内を常任理事とする。
- 3 会長及び理事会において決定された会長の職務を代行する順序による首席の副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び主計理事をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事、主計理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は本会の理事を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族、その他特別な関係がある者の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序により会長の職務を代行する。

- 4 専務理事は、事務局を統括し、会長及び副会長を補佐し、業務を執行する。
- 5 主計理事は、代表理事を補佐し、会計・経理・財務事項を統括し、この業務を執行する。
- 6 常務理事は、理事会から特に委任された事項を処理する。
- 7 常任理事は、理事会から特に委任された事項を分担処理する。
- 8 会長、首席の副会長、専務理事及び主計理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第26条 理事及び監事に対して、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第5章の2 参与等

(参与、相談役及び顧問)

- 第27条 本会に任意の機関として参与1名、相談役及び顧問をそれぞれ若干名置くことができる。
- 2 参与は、本会の運営及び事業に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
 - 3 相談役は、本会の事業に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

- 4 顧問は、専門知識の見地から、本会の運営及び事業に関して会長の諮問に答える。
- 5 参与及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 6 顧問は、法律若しくは会計に専門知識のある者又は学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 7 参与の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち第2回目の理事会の終結の時までとし、再任はできない。この場合において、退任後は、その退任後1年以内に終了する事業年度の定時総会の終結の時まで相談役に選任されることができるものとする。
- 8 相談役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。ただし、3期6年を超えないものとする。
- 9 顧問の任期は、特に設けない。
- 10 参与、相談役及び顧問に対して、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 11 参与、相談役及び顧問は、法人法上の役員ではなく本会に対して何らの権限を有しない。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、主計理事、常務理事及び常任理事の選定及び解職
- (4) 総会の日時、場所及び目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止
- (6) その他法令及び定款で定める事項

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事会において理事の中から選出する。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章の 2 常務理事会

(常務理事会)

第 33 条の 2 本会に理事会の業務の機動性向上を目的として、常務理事会を置く。

2 常務理事会は、会長、副会長、専務理事、主計理事及び常務理事をもって構成する。

3 常務理事会は、会長が招集する。

4 常務理事会は、次の事項を行う。ただし、法人法及び定款にしたがい、理事会の専権事項を決定することはできない。

(1) 理事会から特に委任された事項の処理

(2) 理事会の議案の事前整理

(3) その他、業務に必要な事項の検討

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 本会の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 37 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 39 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 補則

(公告)

第42条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(本部事務局)

第43条 本会の事務を処理するため、第2条の地に本部事務局を設置する。

2 本部事務局に所要の職員を置く。

3 本部事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の代表理事は志村榮三郎とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

1 この定款の変更規定は、総会の議決日(平成29年7月28日)より実施する。

附 則

1 この定款の変更規定は、総会の議決日(令和3年9月15日)より実施する。

附 則

1 この定款の変更規定は、総会の議決日(令和4年9月16日)より実施する。

附 則

1 この定款の変更規定は、総会の議決日(令和5年7月28日)より実施する。

附 則

1 この定款の変更規定は、総会の議決日(令和6年7月29日)より実施する。